

「勧告の方向性」と「見直し案」の対照表

「勧告の方向性」	「見直し案」
<p data-bbox="266 316 1043 384">独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性</p> <p data-bbox="159 549 1108 695">独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p data-bbox="159 820 510 852">第1 事務及び事業の見直し</p> <p data-bbox="159 1369 1108 1469">1 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し 研究所は、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品の表示許可試験及び収去試験の各業務を実施している。これらの試験に当たっ</p>	<p data-bbox="1182 316 1982 384">「独立行政法人国立健康・栄養研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案</p> <p data-bbox="1832 435 2074 504">平成 22 年 12 月 日 厚 生 労 働 省</p> <p data-bbox="1131 549 2080 775">「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。</p> <p data-bbox="1131 820 1482 852">第1 事務及び事業の見直し</p> <p data-bbox="1160 863 1456 895"><u>1 調査研究の重点化等</u></p> <p data-bbox="1131 900 2080 1086"><u>健栄研が実施する調査研究については、国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に重点化する。また、民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、他の研究機関との連携の在り方を検討するものとする。</u></p> <p data-bbox="1131 1094 2080 1241"><u>また、調査研究の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1131 1249 2080 1318"><u>さらに、国際協力・産学連携等の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、業務の効率化を図るものとする。</u></p> <p data-bbox="1131 1369 2080 1469"><u>2 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し</u> 健栄研は、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品の表示許可試験及び収去試験の各業務を実施している。これらの試験に当たっ</p>

ては、成分分析を行う必要があるが、検査方法の標準化、公定法の確立や検査精度の維持・管理等が課題となっている。

このため、検査方法が標準化されたものその他研究所が行わずとも民間の登録試験機関において対応可能な試験（収去試験を含む。）については、積極的に登録試験機関の活用を図るものとし、研究所は、これら検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。

2 特別用途食品の表示許可試験手数料

研究所が行う健康増進法に基づく特別用途食品の表示許可試験の手数料については、分析試験の内容に関わらず一律17万2千円となっていることから、登録試験機関の実態も調査し、分析試験の内容に応じた額とすることを含め検討した上で、手数料を見直すものとする。

3 栄養情報担当者（NR）認定制度の廃止

栄養情報担当者（NR：Nutritional Representative）認定制度については、第1期中期目標期間終了時の見直しにおいて、研究所が本制度を行う必要性及びその具体的な目標を明確にするとともに、制度導入による社会的効果を把握した上で、その在り方を検討し、結論を得よう指摘し、最終的に第三者機関への業務移管との結論に達したところである。

これを踏まえ、研究所の業務としては早期に廃止するものとし、また、業務の廃止に伴う要員の合理化を図るものとする。

第2 組織面の見直し

本研究所については、独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合が検討されているところであるが、これら三法人の統合に関しては、研究面における具体的な効果が明らかではなく、また、各法人の研究領域の重なり・関連性が希薄なものも見受けられる。さらに、各法人の既存の事務所等が分散していることから、間接部門の合理化効果も限定的である。

このため、三法人の統合については、単に数合わせの議論に終始することなく、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元という観点から、具体的なメリット及びデメリットを慎重に

ては、成分分析を行う必要があるが、検査方法の標準化、公定法の確立や検査精度の維持・管理等が課題となっている。

このため、検査方法が標準化されたものその他健栄研が行わずとも民間の登録試験機関において対応可能な試験（収去試験を含む。）については、積極的に登録試験機関の活用を図るものとし、健栄研は、これら検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。

これを踏まえ、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直しを図るものとする。

3 特別用途食品の表示許可試験手数料

健栄研が行う健康増進法に基づく特別用途食品の表示許可試験の手数料については、分析試験の内容に関わらず一律17万2千円となっていることから、登録試験機関の実態も調査し、分析試験の内容に応じた額とすることを含め検討した上で、手数料を見直すものとする。

4 栄養情報担当者（NR）認定制度の廃止

栄養情報担当者（NR：Nutritional Representative）認定制度については、第1期中期目標期間終了時の見直しにおいて、健栄研が本制度を行う必要性及びその具体的な目標を明確にするとともに、制度導入による社会的効果を把握した上で、その在り方を検討し、結論を得よう指摘されており、最終的に既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管との結論に達したところである。

これを踏まえ、健栄研の業務としては早期に廃止するものとし、また、業務の廃止に伴う要員の合理化を図るものとする。

第2 組織面の見直し

健栄研と独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合に関しては、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元等、「勧告の方向性」において指摘された観点から、具体的なメリット及びデメリットを検討した上で、組織の最終的な在り方について結論を得るものとする。

検討した上で、結論を得るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。